

松代藩宝曆改革と月割上納制

— 中期藩政改革の一種型として —

柄木田 文明

はじめに

中期藩政改革の背景には、幕藩制国家の支配イデオロギーの動揺があり、各藩は自ら支配の論理を確定することによって藩財政の窮乏に対処せざるを得なかった。松代藩でも儒者菊地南陽を招聘し、松代での講釈を命じるなど、政治倫理の確立をはかっている。しかしこの期の藩政の自立化志向は、幕藩関係をたち切って自立するという方向をとるのではなく、あくまでも幕藩関係の再編・強化を前提とするものであった。本稿の第一の課題は松代藩の藩政改革が幕府とどのような関係をもって実施され、松代藩政自体がその中でどのような相対的自立を遂げたか、ということである。

第二に、幕藩制国家の構造的矛盾と松代藩宝曆改革との関係を明らかにすることである。具体的には、幕藩制国家の市場構造の変化にともなう「低米価・諸色高値」という

現象、それにもなう松代藩の三都市場への廻米―換銀の放棄、さらにこの期の小商品生産の展開にともなう江戸入用金の増大、ということを前提に松代藩がいかなる藩政改革を実施したのか、ということである。

第三に、この時期、上田藩の宝曆騒動・田野口藩の宝曆騒動・飯田藩の千人講騒動と年貢増徴に対する百姓一揆が統発している。松代藩でも宝曆元（一七五一）年に田村騒動がおこっている。このように露骨な年貢増徴政策が不可能になっていく中で、どのようにして年貢増徴を実現したのかを明らかにすることである。そして、それは月割上納制の持つ論理を明らかにすることでもある。

吉永昭氏によると、中部地方の諸藩は「これといつて本格的な対応を打ち出せないままに、天明の飢饉をむかえた」⁽¹⁾とされる。そのような中で、松代藩は例外的に特徴ある藩政改革を展開した。その意味で松代藩の宝曆改革は、宝曆

天明期のこの地域に表われた諸矛盾への領主的対応を典型的に示していると思われる。

また松代藩は城下町の経済的機能が極めて弱い藩であり、宝暦改革の段階では城下町を中心に流通統制ができないばかりか、領内に有力な市場が存在すらしていない。そのことがまた、松代藩の宝暦改革を特徴付けた要因でもある。それでは、月割上納制をもって語られる松代藩宝暦改革はいかなる改革であったのであろうか。

(1) 吉永昭「中部諸藩における藩政改革の展開」(『信濃』二九卷六号)

第一章 宝暦改革の前提

松代藩は、信州千曲川に沿って展開する川中島平野一帯とその周辺山間部よりなっている。同藩は『川中島知行目録』によると石高一〇万石の藩であるが、実際はこれよりも多く、内高一二万二〇〇〇石余、内本田一〇万一〇〇〇石余、新田二万一〇〇〇石余である。この点、寛文三(一六六三)年から明治三(一八七〇)年迄の石高を示したものが(表1)である。

(表1) 松代藩の内高・地方渡高・蔵入地高の変遷

年代	内高	地方渡高(B)	B/A%	蔵入地高(C)	C/A%
寛文3 (1663)	115870.0690	51342.2700	44	64527.7990	56
正徳5 (1715)	120980.5043	45029.7800	37	75950.7716	63
享保3 (1718)	120980.5043	46494.7800	38	74485.7716	62
6	120994.0503	47434.7800	39	73559.3176	61
15	121719.6147	49625.2800	41	72094.3820	59
16	121719.6147	49465.2800	41	72254.3818	59
20	121773.6377	48190.2800	39	73583.4050	61
天文5 (1740)	121815.8822	49465.2800	41	72850.6525	59
寛保1 (1741)	121883.6549	24961.7016	20	96922.0011	80
2	121883.7431	24911.7016	20	96971.9893	80
延享1 (1744)	121878.1457	24842.5016	20	97035.7183	80
寛寛2 (1749)	121873.7739	31146.0639	26	90727.7613	74
宝暦1 (1751)	121873.7676	33287.6728	27	98586.1451	73
5	121729.9366	30100.0356	25	91929.9023	75
10	121610.6725	29852.2430	25	91758.4798	75
11	121747.3685	29573.4655	24	92173.9533	76
明和5 (1764)	122023.4487	27534.9986	23	94489.5004	77
安永4 (1775)	122372.9668	25507.3700	21	96328.1228	79
9	122419.7048	25057.0963	20	97362.6085	80
天明3 (1783)	122539.6213	25187.5396	21	97352.0877	79
5	122653.7263	24794.4463	20	97759.2700	80
寛政1 (1789)	122693.1440	24954.3113	20	97738.8291	80
2	122704.2919	24951.5050	20	97752.7869	80
7	122967.0569	24792.6232	20	98174.4332	80
文化2 (1805)	122676.0144	24229.8622	20	97446.1526	80
6	122654.2693	24765.0446	20	97889.2247	80
8	122655.1423	24860.7046	20	97794.4377	80
文政3 (1820)	122881.6304	25347.3033	21	97534.3271	79
8	122770.2970	25182.8436	21	98587.5195	79
天保1 (1830)	123036.7511	24715.9249	20	98322.6262	80
6	123715.8913	24227.3449	19	99488.6112	81
10	123544.5907	24108.0562	20	99436.5345	80
弘化2 (1845)	123610.0998	24109.4612	20	99490.6386	80
明治3 (1870)	123570.0200				

「更級埴科地方誌」第三卷近世編上, 133頁より

行政面からみると、この藩は享保六年迄に上郷（南部平野地帯）、山中郷（周辺山間部）、下郷（北部平野地帯）に分けられているが、同一五年には新たに改められて、山方・里方の二つに分けられて明治に至っている。山方・里方の比率はおおよそ三対七であった。里方は川中島平野一帯を、山方は周辺山間部一帯を指している。さらに、全領を九通（里方四通、山方五通）の行政区域に分けた「通」制を採用している。また、松代藩では大庄屋制はしかれていない。

以上が松代藩の概括であるが、次に宝暦改革の前提となる農村の様子を田中薫氏の業績に依拠することによって概観してみたい。

第一節 農村の変化

まず（表2）によって石川村（里方）の農民層分解をおまかにみてみよう。寛文から寛延にかけてのほぼ七〇年間の動向については、その間にどのような変動があったのかは詳らかではないが、五石以上の高持百姓が一六軒から一一軒へと減少していることがまず指摘できる。そして、その中でも三〇石以上の大高持百姓と五〜二〇石層の中層

（表2） 石川村農民持高階層表

年次	組									
	寛文6	寛延2	安永8	寛政1	文化9	文政10	天保11	安政1	明治4	
50石以上~70石未満								1	1	
30 50	2				1	1	1			
20 30		5	1	2				1	1	
10 20	4	3	6	5	6	3	4	2	2	
5 10	10	3	8	7	5	10	9	7	6	
1 5	4	14	14	17	22	26	20	18	21	
0 1		5	12	11	13	13	18	25	27	
0	?	?	?	?	?	4	?	?	7	
計	20	30	41	42	47	57	52	54	65	

田中薫「村役人変遷をめぐる藩政と村方の動向（『信濃』31巻11号）10頁より。

農民が減り、かわって二〇〜三〇石層が増えている。これに対して、五石未満のいわゆる貧農層が激増していることがわかる。

また、寛延から安永にかけての三〇年間においては、全体として高請百姓が三〇軒から四一軒に急増しており、そして、その急増の内容は、一石未満の極貧農層が増大して

いることにある。また、もう一つの主要な特徴は二〇石以上の大高持百姓の五軒から一軒への急減とその没落傾向にあると指摘できる。

石川村の一例からだけであるが、宝曆改革の前提になった農村をあえて一般化すれば、極貧農層の増大と大高持百姓層の減少にその特徴をみることができる。そして、前者にあつては、傍系親族なり従属農村の自立による高請化であり、後者にあつては何らかの事情のもとでその持高を維持できなくなったものと判断される。この間の事情を考察するために、もう少し史料を追ってみることにする。

(a) 乍恐口上書奉願候御事

：取わけ今年田畑日損仕、其上小山田堤樋潰申候ニ付、別而不作仕候故、大小之御百姓前行立不申候、依之貳拾五人之者当分もふち方一切無御座、及餓死候ニ付何方へも罷出相勤身命送り申度由、役本迄段々罷出申候ニ付奉願候、当分迷途ニ御座候得ハ、住所無御座候故：

寛延元年辰十一月

石川村

肝 煎惣左衛門 ㊦

同 断七九郎 ㊦

長百姓平之丞 ㊦

御奉行所

同 断源左衛門 ㊦

(b) 乍恐口上書奉願候御事

一、御郡役 人足拾四人分 石川村惣辻

(中略)

去亥二月も段々別紙帳面ニ付奉願候当村御百姓之内七人奉公潰レ罷成、御高三拾四石六斗四升九合六夕御高辻七人ニ而持所、小作作り之者拾五人去丑二月中奉公ニ罷出申候得与年々小作入ニ仕来り候田畑小作入ニ相残、迷惑至極奉存候上持所仕候田畑作り手一切無御座候ニ付、荒地ニ茂罷成可申と乍恐迷惑至極奉存段々奉願候：

明和八年卯正月十四日差上候

石川村

平之丞

同 断源左衛門

長百姓三左衛門

同 断与惣左衛門

御代官所

御郡奉行所

以上の事例からわかることは、自然災害や凶作の多発化という条件の下にあってではあるが、小作に出しても地主取分は期待できないこと、極貧農層にあっては出奔的な出奉公に行っていること、また出奉公が活発化し、小作入れができず、田畑の作り手もなくて荒地になっているという事態が生じていることである。

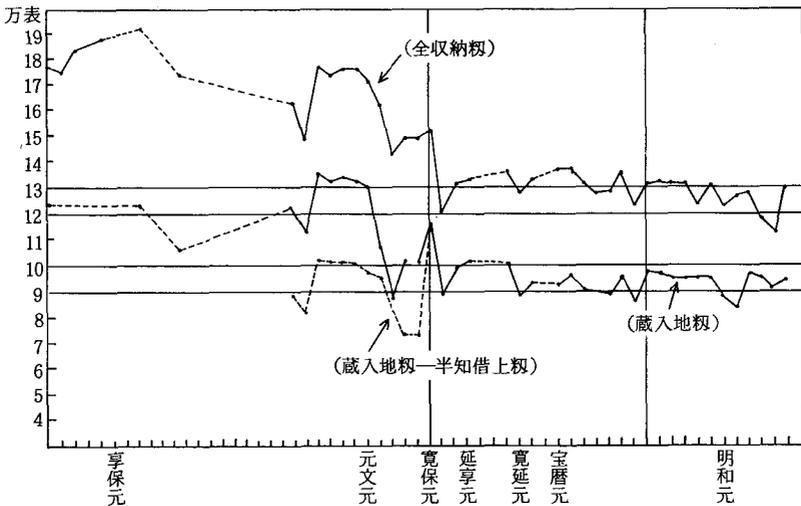
第二節 藩財政の全般的特徴

宝暦改革の前提になる農村の様相を極めて大雑把に述べてきたわけであるが、本節では藩の財政状況の分析を通して宝暦改革の意味を見通してみたい。

先の(表1)で藩財政の状況を概観してみると、内高は地方知行高と蔵入地高とに両分される。両者の割合は正徳五(一七一五)年5元文五(一七四〇)年の間は、四(知行地)対六(蔵入地)であるが、寛保元(一七四一)年以降は二対八となり、知行地が半減するのである。

この過程を(グラフ1)(表3)によってさらに詳しくみてみると、松代藩全体の収納稲は寛保二(一七四二)年を境に二分されることがわかる。寛保二年以前の全収納稲は最低でも一四万俵以上であり、享保三(一七一八)年に

(グラフ1)



『川中島拾万石御物成并勘定目録』『同目録一紙』
 (国立史料館蔵, 真田家文書) より作成

収納枳調表

(H) = (J)			(J) - (K) = (L)		(M) + (N) = (O)					
河原新田明 屋敷年貢(H)	収納枳(J)	支 出(K)	残 (金納分) (L) (L / J)		金納代金 (M)	小 役 金 (N)		全 土 納 金 (O)		
表	表	表	表	%	両	%	両	貫	両	貫
374	123706	81579	42126	34	20111	7	1420		21532	
334	123733	83351	40381	33	8956	12	1213	222	10170	222
250	105638	73261	32376	31	8368	13	1254	310	9623	310
345	121650	81242	40407	33	4993	14	1350	1	6344	1
313	112662	70296	42371	38	7745	15	1385	45	9130	45
353	135041	69761	65280	48	12765	11	1639	37	14400	37
361	132533	79885	52647	40	9165	15	1613	30	10778	30
335	134709	80199	54509	40	9696	14	1566	37	11262	37
358	132317	67452	64864	49	11248	13	1645	20	12894	20
336	130150	59446	70703	54	15916	9	1626	34	17543	34
291	100715	60235	40479	40	8930	15	1633	34	10564	34
334	86125	49297	36827	43	10463	13	1626	34	12090	34
339	101512	57746	43765	43	11014	13	1648	35	12662	35
353	101734	63763	37970	37	11360	13	1639	29	12999	29
353	117416	66836	50578	43	11441	13	1706	30	13147	30
189	89523	50550	38973	44	8180	17	1654	6	9834	6
216	98514	60866	37648	33	9053	16	1740	30	10793	30
330	101108	56606	44502	44	9499	15	1663	30	11161	30
378	101398	45141	50699	50	10568	13	1584	30	12153	30
375	89533	44180	45353	51	10216	12	1433	32	11650	32
385	93079	43425	49654	53	12600	10	1325	31	13925	31
396	93666	58728	34938	37	6293	25	2112	30	8406	30
408	95329	52846	42483	45	6775	24	2125	41	8900	41
418	90017	57274	32743	36	6061	24	1933	42	7994	41
448	89088	52006	37082	42	7212	22	1978	41	9191	41
413	89624	59798	29826	33	7061	21	1873	36	8935	37
410	96180	56600	39580	41	8885	18	1915	34	10801	34
390	87133	52655	34478	40	8823	17	1865	38	10689	38
-	98477	43662	54514	55	12370	13	1909	38	14280	38
418	97522	51543	45979	47	8730	18	1924	43	10628	43
437	95702	55472	40230	42	6586	22	1867	38	8453	38
411	95932	49281	46650	49	7355	20	1876	54	9231	54
377	96825	44085	52740	54	12672	13	1922	54	14595	54
397	89967	44856	45111	50	10624	15	1925	40	12550	40
354	83920	43529	40390	48	10434	16	1952	40	12386	40
421	98797	50518	48278	49	10762	15	1930	40	12693	40

(表3) 松代藩

	(B)+(J) 全収納額	(C) + (D) + (E) + (F) + (G)						
		= (B) + (C) + (D)				蔵入地収 納額 (F)	山年貢(F)	切米・扶持 方半知 (G)
		知行地収 納額 (A)	知行渡高 (B)	越石額 (C)	半知高割 御借額(D)			
正徳5	188638	81124	64932	16192	-	100656	2293	-
3	190778	83893	67045	16848	-	99435	2288	-
享保6	174038	81783	68400	13383	-	85902	2288	-
15	162533	76108	40883	9825	25400	77034	2293	6750
16	149795	69522	37133	8133	24255	70841	2293	6826
17	176228	82848	41187	15013	26647	84860	2294	5871
18	174973	81563	42440	14592	24530	84550	2294	6203
19	175698	81389	40989	14476	25923	85226	2294	6452
20	175642	80952	43325	14296	23330	85785	2294	6252
元文1	170743	78662	40593	12830	4715	83298	2298	6150
2	161081	76279	60366	11197	4589	81269	2272	861
3	143517	70381	57392	8399	17169	70250	2271	377
4	148936	72270	47424	7676	17259	72045	2235	650
5	149761	73250	48027	7963	-	73625	2105	686
寛保1	152698	42638	35282	7356	-	106997	2215	492
2	120091	34555	30567	33988	-	82437	2215	-
3	131233	37581	32718	4862	-	91219	2215	425
延享1	134294	38494	33185	5309	-	92817	2216	434
4	135872	46512	40031	6481	-	86347	2199	876
寛延1	128253	43340	38716	4023	-	81458	2199	348
2	133619	46335	40539	5796	-	82556	2199	-
宝暦1	138461	51349	44794	6555	-	84511	2203	-
2	137763	48557	42433	6124	-	86596	2200	-
3	131626	46991	41608	5382	-	82016	2200	-
4	128707	44923	39617	5305	-	81034	2300	-
5	129050	44537	39424	5112	-	81898	2200	-
6	135734	45065	39553	5513	-	88067	2190	-
7	124111	41376	36978	4398	-	80143	2201	-
8	130082	41354	36759	4595	-	86535	2192	-
9	132363	44195	38853	5342	-	85538	2192	-
10	132115	45667	40130	5537	-	83809	2189	-
11	132843	45826	40182	56644	-	84401	2289	-
13	131002	42687	37399	5287	-	85627	2223	-
明和1	123033	41482	36706	4776	-	78572	2227	-
5	118355	39030	34435	4595	-	72572	2274	-
6	134135	41164	35338	5826	-	86593	2295	-

○「川中島拾万石御物成并御小役勘定目録」「同日録一紙」(国立史料館蔵, 真田家文書)より作製

○ $\frac{L}{J}$ は金納率であり, $\frac{N}{O}$ は全上納金に占める小役金の比率である。

は約一九万俵を記録している。しかし、寛保二年以降の全収納稲は一二〜一三万俵に固定してしまうのである。この寛保二年を境にした年貢米の大幅減少の直接的要因は後世「戌の大満水」と呼ばれた集中豪雨による被害の影響であった。しかし、この収納稲の固定化は、生産物地代原則による年貢増徴が限界に達していたことを示している。

次に簡単に(表3)の説明をしておく。松代藩の全収納稲は、蔵入地収納稲(E)と知行地収納稲(A)の二つに分けられる。しかし、知行地収納稲(A)のうち、越石⁽⁴⁾稲(C)と半知高割御借稲(D)の分は藩庫に納められ、実際に知行主が受けとるのは知行渡高(B)の部分だけである。したがって、藩庫に納められる収納稲はJ=I+C+D+E+F+G+Hの部分である。さらに注目すべき点は支出(K)のとり扱われ方である。この部分は現物で支出するもののみを表わしており、それ以外はすべて金納分と見なされ、これに小役金(N)を加えたものが(O)、松代藩の貨幣収入分となるのである。そして、金納分の支出は記載されていない。

この(表3)は、松代藩の基本財政史料である『川中島拾万石御物成并御小役勘定目録(一紙)』より作製したものである。

のである。この勘定目録の帳簿上の処理の仕方は、宝曆改革の政策論理との関連で理解しなければならぬが、これについては後で述べることにする。

最後に(グラフ1)(表3)を宝曆改革までの諸政策、とりわけ半知借上政策との関連で検討してみたい。松代藩で、半知借上が史料上確認できるのは享保一四(一七二九)年からであり、そして寛保元(一七四一)年に制度化される。(表1)で知行地高が寛保元年で半減しているのはこのことを意味しており、同様に、(表3)の半知高割借稲(D)の部分が寛保元年以降記されていないのもこの部分が蔵入地収納稲(E)に包摂されたことを意味している。

さらに、蔵入地収納稲と半知借上政策との関連を追ってみると、享保の中頃から蔵入地稲が減少しはじめ、半知借上が実施された享保一四(一七二九)年では、半知借上稲をあわせてはじめてそれ以前の水準に達していることがわかる。そして、半知借上が恒常化された寛保元(一七四一)年以降は蔵入地収納稲は一層減少し、九〜一〇万俵の水準に固定してしまうのである。このように半知借上政策によって藩の財政基盤を拡大しても、実際には年貢徴収量は減少するという事態に至った。そればかりでなく、このよう

な形でおこなわれた家臣団への負担転嫁は、支配階段内部の動揺も生じさせ、足輕の御扶持切米滞の改善要求（寛延二年九月）にはじまり、職務放棄（寛延三年正月）にまで至ったいわゆる「足輕騒擾」を引き起こすのである。

以上から、享保期以降の財政状況を時期的に区分すると次のようになる。

(I) 享保一三年までー半知借上政策実施以前。(II) 享保一四ー元文五年ー半知借上政策の臨時の実施。(III) 寛保元ー宝暦七年ー半知借上政策の恒常化、制度化。(IV) 宝暦八年以降ー新しい年貢徴収法（月割上納制）の実施とそれともなう藩財政運営の転換。

△注▽もちろん、ここでの時期区分は仮説である。また、宝暦八年以降の区分も当然なされなければならないが、今後の課題にしたい。当面、宝暦改革がいかなる意味を持つ画期として理解されるか、という本稿の課題にそって、宝暦八年以降は一括して考えることにする。

第三節 田村騒動

宝暦改革の前、寛延三ー四（一七五〇ー五一）年にかけて、田村半右衛門という人物が藩政を担当している。そして、

この田村改革は田村騒動という全藩一揆を引き起こし、短時日のうちに頓挫している。

寛延四（一七五二）年八月二日、次のような触が出された。

覚⁽⁶⁾

一、検見願無之村々は毫割五分程増し候て、尤書付を以、二三日日可申出候

一、前々永引并年季引明細相起、起高相記し可差出候、隠し置来春地押可申付候間、其節相知れ申候ハ、可為越度候

一、検見請願候ハ、其場所・名所・附地等之書付帳面仕立指出可申候、持主・役人立合、案内見分之上、上中下位付いたし、坪刈可致候

右之通田村半右衛門今日罷出、村方へ被申渡候、以上
八月二日

山岸文太夫
湯本 十学
八田 競

この触れの直後、田村騒動と称される新政反対一揆が起きるのであるが、この触れのさし示すところは、検見との

交換条件で年貢の一割五分増しを命じていること、起高を正確に申し出ることの二点である。しかしこれだけでは、その政策の特徴が浮かびあがってこない。そこで、田村騒動の中で農民の側から出された要求書の検討を通して、田村の政策を宝曆改革との関連で総括的に述べてみたい。

乍恐以口上書奉願御事

一前々々御情を以御百姓相勤罷有候処ニ、今度田村半右衛門様御出、御新法被仰付御百姓行立不申、依之御社免被下置候様ニ奉願候御事

一午之先納金、并御高懸金巳ノ秋ノ十月中迄高金御上納仕候処、尤十月中田村半右衛門様御書付御指次之義可被仰渡候由、於御勘定所右御書付御読為聞被下置候所ニ、今年も御指次不下置候由、先日被仰渡候村々大小之御百姓難義至極奉存候御事

一当春中郷夫給金百石ニ村三分宛、三四年分程被仰付、是又先例無御座迷惑至極奉存候ニ付、先年通抱人ニ而被仰付被下置候様奉願御事

一当作毛無檢分御物成之外に毫割五分増ニ而御上納被仰付、此段御訴詔申上候御事

一山中義ハ先年ノ金納場所ニ而御座候、当春与御蔵渡し被

仰付、依之御方々様々大勢御催促入込被成、是又難義至極奉存候御事

一只今迄所々借り金不及返済候由被仰渡、依之此段御他領所々迄相聞復故当分借用一切不罷成、村々御百姓御上納可仕様無御座迷惑至極奉存候御事

一諸悪事等御しなん可被下置候旨被仰付候へ共心得不仕御事

一御法定之義、古例之通被仰付被下置候者難有奉存候、以上

寛延四年 山中

未八月七日

九拾八ヶ村

三役 人印判
惣百 姓印刷

御奉行所

第二項、第三項は年貢増徴のあり方が一割五分増徴の他に、百石に付夫給金三分宛課せられたことを示しているが、重要なのは第五項、第六項であろう。つまり、山中農村の実状を全く無視した政策を命じたのである。小林計一郎氏によれば、山中農村は①松代に遠くて、しかも運搬の便が

悪いこと、②麻・紙などの換金作物が比較的多いことをもって早くから金納であったとされる。そのために領内に市場を持たない山中農村へは、他領からの商人（善光寺商人等）が入り込み、麻・楮・大豆などの取引がおこなわれていたのである。そしてさらに、年貢先納が常態化していたこと、そしてその先納金を換金作物を抵当にして他領商人から借り、上納していたことが理解できる。田村はそのような他領商人との関係を強権的に断ち、山中農村の年貢徴収を金納から現物納に転換させようとしたのである。この背景には、「山中筋御百姓麻・長命菜・楮此分ハ此方にて他国商人を引付売払可申候」と『田村騒動記』にあるように藩専売制の志向があったと思われる。

しかし、このような方向での年貢増徴は挫折し、宝暦改革では山中農村の現状を是認した上で、新たな年貢増徴を実現するのである。

第四節 城下町資本八田家と藩政

この章の最後に、吉永昭氏の業績を参照しながら、簡単に城下町資本八田家と松代藩政との関係の推移を述べておきたい。

享保一一（一七二六）年、第一代八田孫左衛門重以の時、御用金才覚により羽織拜領、御目見えが許され、翌一二年には三十人扶持が与えられている。こうして、享保一〇年（寛保二年の一八八〇年）に、八田家からの藩の借財は元利共に御用金二万六六〇〇両、粗四六万四八〇〇俵にのぼった。

第二代八田嘉助芳茲の時には、田村半右衛門の改革が行われた。この改革では、「是迄之御用金御流被仰付」として旧債は切り捨てられ、さらに新しく千両の御用金才覚を命じられたのである。しかし、八田家は旧債切捨の代わりとして二十人扶持が増加されて五十人扶持となった。

このような過程を経て、第三代八田孫左衛門以親の時に恩田奎の宝暦改革が実施されるのである。この改革で八田は、田村の改革の際に増加された二十人扶持を召上げられ、もとの三十人扶持に戻り、さらに田畑年貢納二九五俵の免除という特権も廃止されている。

この例からみても、宝暦改革とそれ以前の改革との基調の違いは明らかであろう。つまり、それ以前の八田家の才覚金に依存した藩財政の構造そのものを転換させようとしたのが宝暦改革だったのである。その背景には城下町資本

八田家の衰退があった。事実、宝暦七（一七五七）年には御用金才覚を経営悪化のため辞退している。つまり、幕藩制国家の質的転換にもなつて、伊勢商人との取引を主とする遠隔地間商人としての八田家の経営は限界にきていたのである。

(注)

- (1) 田中薫「村役人変遷をめぐる藩政と村方の動向」(『信濃』三二巻一一号)
- (2) 享保・正徳の頃の農村の様子を窺い知ることができる次第の史料がある。
「享保正徳の頃、世間一統難渋の事多きよし、我ホ本家四郎右衛門等身上潰れ之義も此頃のよし、今久七ノ裏なる畑式枚にて小作入三表にて漸小作ニ入と也、其頃粃売買六拾表(十兩三付一筆者)位が常なるよし、是にて地持大半衰微に及、当村(埴科郡森村・里方一筆者)にて三拾軒逃去り候と也」(『見聞集録』更埴市史編纂室蔵)
- (3) 田中薫『前掲論文』一一頁
- (4) 越石粃とは事実だけ簡単に述べると、知行主は知行高の三割五分だけを年貢としてとることができ、これを越える場合は、その超加分を藩庫に納めなければならない。また、三割五分に満たない場合は、藩庫からその不足分が支給される。
- (5) 享保期の半知借上の場合、藩主自らが家臣に対して一

か年間の半知借上証文を入れ、期限時には必ず返却する旨の鄭重な姿勢をしめているが、寛保元年からは恒常化され、それは「藩士知行高百石以上ハ半高、其以下ハ通減シテ五拾石ニ至リ、五拾石以下都テ一割三分ヲ減ス是ヲ借高割引ト唱フ、但時ニ増減スルコトアリ」(『更級埴科地方誌』近世編八上V四〇四頁)という方法によってなされた。また、蔵前取は知行高に換算して借上げされることになっている。なお、江戸勤番の場合は特別に低率扱いとなっている。

(6) 『家老日記』真田家文書・国立史料館蔵目録番号一七五八、以下この史料からの引用は目録番号のみ記す。

(7) 『長野県史』近世史料編第七卷(一)四二六―七頁

(8) 小林計一郎『上水内郡史』七五一頁

(9) 『長野県史』近世史料編第七卷(三)二七七頁

(10) 吉永昭「城下町御用商人の経営構造」(『史学研究』一〇〇号二五頁)

第二章 宝暦八年の藩政の展開(一)

―未進金処理を中心に―

第一節 改革主体の確立

宝暦七(一七五七)年八月、恩田奎は勝手方に就任する。

そして、同年十一月祢津要左衛門・成沢勘左衛門が勘定吟味役に任ぜられる。

「祢津要左衛門・成沢勘左衛門御勤定吟味御勝手向懸り合被仰付、勤方別紙之通被仰付候、向後御勝手向ニ付而之義、御役人未ニ迄、恩田奎存寄、追ニ右兩人可申談候間可被得其意候

十一月朔日」

この二人（祢津・成沢）の具体的仕事は、「江戸御在所交代相勤、御勝手向之儀、不依何儀万端立入、御費無之様心掛肝要之事」と命ぜられていることからわかるように、江戸、松代双方での冗費をなくすことであつた。けれども、この二人はただ儉約だけを行うといつた消極的な仕事ばかりでなく、農政を含めて財政政策を全藩的に計画し、実施する任務を持っていたように思われる。それは「不依何事御郡奉行江相談勿論御郡奉行支配御役各支配同様相心得、勤方折々立入、少茂無遠慮致吟味、御為大切奉存、御勝手可罷成儀、専有僉義事」ということからわかるであろうし、また、恩田奎死後（宝暦一二（一七六二）年正月急死）の同年四月二五日には御勤定吟味役の他に、「村方廻り」「御金方懸り」の兼帯を命ぜられ、政策上の混乱を防いでいたことからわかる。

すなわち、松代藩宝暦改革は御勝手方家老恩田奎と御勤

定吟味役祢津要左衛門、成沢勘左衛門の三者によつて主体的に実施されたのである。そして、「難心得義も候ハ、少したり共、恩田奎方江可被相伺候」と、政策上の責任の所在が恩田奎にあることをここで明言している。

また緊縮財政として特筆すべきことは、各奉行ごとに予算制を命じたことである。宝暦八（一八五八）年五月、藩は各奉行より実行予算の提出を求め、同六（一七五六）年を基準として支出の削減を命じ、各奉行にその節約分を見積もらせている。節約分は一一一両三分であつた。

第二節 未進金処理

△1Vその前提

この藩における年貢未進の状況は（表4(A)・(B)）（表5）のごとくであつた。そして、年貢の未進率から見る限り、農村の荒廢は山中農村の方がひどかつたことがわかる。

この藩で年貢未進が大きな問題になるのは享保一五（一七三〇）年以降であるが、藩はこのような状況にどのように対応してきたのだろうか。改革直前の宝暦七（一七五七）年の未進金処理政策でその実情をみてみたい。

表 4 (A) 里方村々未進状況

上 郷 通			川 東 通			川 北 通			川 中 島 通		
村 名	未進額 (両)	村高(石)	村 名	未進額 (両)	村高(石)	村 名	未進額 (両)	村高(石)	村 名	未進額 (両)	村高(石)
桑原村	34-1	780	東寺尾村	☆	678	市 村	7-2	438	中沢村	7-3	
郡 村	17-3	518	柴 村	2-0	199	中野御所村	5-3	638	杵淵村	5-3	496
志川村	58-3	939	牧 島村	☆	190	小柴見村	☆	105	東福寺村	23-3	1404
(本)八幡村	3-1	951	大室村	2-0	832	久保寺村	☆	772	小森村	0-3	506
大池新田村	☆		町川田村	27-2	2023	小市村	☆	312	上横田村	1-1	354
羽尾村	126-1	371	東河田村	2-1		妻科村	1-2	632	下横田村	☆	
須坂村	0-1	253	保科村	3-0	1356	腰 村	☆	283	御幣川村	3-2	442
力石村	☆		赤野田村	0-1		後町村	☆		石川村	8-1	499
若宮村	☆	310	小出村	4-3	455	上松村	☆	968	二ツ柳村	681-3	862
上山田村	1-2	632	牛富村	0-1	685	北郷村	☆	410	柳沢新田村	☆	54
力石村	0-2	585	仙仁村	7-2	96	三輪村	☆	1123	布施五明村	104-2	848
(口)五明村	4-2	546	宇原村	☆	36	檀田村	4-0	389	布施高田村	151-0	817
上平村	8-1	530	仁札村	5-2	631	上宇木村	6-1	406	瀬原田村	☆	
細掛村	-	306	円八町村	0-3	611	押鎌村	4-1	236	南原村	☆	
鼠宿村	☆	888	小河原村	569-0	1160	吉田村	☆	840	丹波島村	☆	570
新地村	☆	62	小布施村	☆3	127	稿穂村	☆	329	上布施村	-	242
上徳間村	0-1	238	大熊村	0-3	449	北徳間村	☆	551	広田村	6-2	581
内川村	0-1	238	小沼村	☆	88	北上野村	0-3	509	藤牧村	1-2	283
千本柳村	0-1	364	佐野村	☆	759	北山田村	☆	203	下水鶴村	6-1	673
向八幡村	27-0	354	角間村	☆		北東桑村	☆☆	810	小島田村	99-2	1584
粟佐村	7-3	531	波湯村	☆		南掘村	☆☆	354	真島村	☆	1568
矢代村	3-3	1614	湯田村	☆	427	石渡村	0-3	402	河合村	☆	1224
新宮村	463-1	1986	沓野村	☆		小宮村	☆	730	大塚村	0-3	1022
森 村	394-0	1259	福島村	4-1	867	中俣村	2-1	587	青木島村	☆	517
倉科村	90-0	821	相野島村	☆	116	布野村	0-3	329	網島村	☆	953
生萱村	143-0	432	幸高村	0-2	23	福島新田村	☆		会 村	1-0	502
新山村	324-1	372				大豆島村	☆	184	西寺尾村	1-2	854
土口村	126-0	278				松岡新田村	0-1		四ツ尾村		745
岩野村	19-1	639				新田河合村	☆☆	308	小松原村		907
西条村	16-0	1404				干田村	5-1	712			
欠 村	1-0					南俣村	1-3	316			
関野村	5-1	334				北平林村	10-0	351			
平林村	11-2	268				上高田村	0-1				
桑根井村	0-1	128				北高田村	1-3	964			
牧内村	0-1	140				下高田村	168-2	969			
東名村	9-0	1100				透目村	-	194			
田中村	1-1	473				桐原村	17-1	366			
長丸村	8-3					中越村	-	268			
加賀井村	11-0	143				下越村	-	246			
						北尾張部村	13-2	493			
						南長地村	1-1	487			
						北長地村	411-2	557			
						風間村	2-2	406			
						西和田村	☆				
						東和田村	412-2	976			
						里村山村	1-0	608			
	1918-3	20549		630-2	11808		1081-1	20761		1106-1	18507

表4(B) 山方村々未進状況

大 岡 通			吉 窪 通			有 旅 通			新 町 通		
村 名	未進額 (両)	村高(石)	村 名	未進額 (両)	村高(石)	村 名	未進額 (両)	村高(石)	村 名	未進額 (両)	村高(石)
田野口村	15-2	497	城 就 村	☆		有 旅 村	5-3	291	中山新田村		151
灰 原 村	75-1	53	埴 牧 村	☆		青 池 村	1-1		境新田村	2-3	68
高 野 村	284-0	166	深 沢 村	92-3		山 布 施 村	11-1	530	永 熊 村	-	179
吉 原 村	28-1	159	吉 久 保 村	59-2	406	瀬 脇 村	18-3	415	山 平 林 村		362
竹 房 村	179-1	319	宮 野 尾 村	81-3	423	笹 平 村	20-3	48	安 庭 村	0-1	205
下 市 場 村	☆	151	山 田 中 村	158-1	391	五 十 里 村	17-0	179	今 泉 村	4-1	203
牧 野 島 村	13-1	188	坪 根 村	303-1		大 安 寺 村	108-3	222	水 内 村	130-0	577
牧 田 中 村	67-0	303	倉 並 村	☆		長 井 村	133-0	352	上 条 村	341-1	185
中 牧 村	292-2	540	古 間 村	228-3		専 納 村	10-0		山 上 条 村	☆	298
南 牧 村	389-2	319	五 十 平 村	287-2	261	中 条 村	257-2	643	上 越 道 村		
和 田 村	56-2	30	橋 詰 村	452-3	516	青 木 村	602-0	437	下 越 道 村	123-0	421
吐 唄 村	6-0	7	岩 草 村	677-0	373	奈 良 井 村	418-0	347	山 穂 苧 村	-	2
小 型 新 田 村	2-3		念 仏 寺 村	411-0	468	夏 和 村	113-0		本 鹿 谷 村		
軽 井 沢 村	3-2		梅 木 村	571-3	411	久 木 村	3-2	112	外 鹿 谷 村	344-3	427
小 田 原 村	44-0	24	地 京 原 村	588-2	602	竹 生 村	41-2	1187	日 名 村	561-2	297
大 田 原 村	11-0		伊 織 村	14-0	455	上 野 村	22-3	563	大 原 村	624-3	252
赤 田 村	6-2	337	和 佐 尾 村	4-0	197	山 根 山 村	29-3	563	新 町 村	24-2	351
川 口 村	531-3		花 尾 村	34-2		古 山 村	0-1		里 穂 苧 村	53-3	
和 平 村	848-1		橋 峰 村	0-1	302	馬 曲 村	-				
根 越 村	1011-3	1924									
宮 平 村	1292-1										
計	5238-3	5010	計	4138-2	4805	計	1814-3	5889		2210-3	4118
茂 官 通											
村 名	未進額 (両)	村高(石)									
茂 菅 村	☆	127									
鐘 村	☆	211									
泉 平 村	☆	115									
新 平 村	☆	188									
桜 村	-	420									
上ヶ屋村	☆	562									
広 瀬 村	1-0	549									
入 山 村	682-2	870									
志 垣 村	21-3										
栃 原 村	54-3	960									
追 逸 村	1-2										
鬼 無 里 村	9-3	1046									
日 影 村	6-8	555									
上 祖 山 村	62-1	203									
下 祖 山 村	15-0	218									
小 鍋 村	☆	827									
計	855-1	6851									

- i) 表4(A)(B)は「宝暦十三癸未年五月、享保十五成年 δ 、宝暦六子年迄品々御未進金所有帳」(真田家文書国立史料館蔵、目録番号え-427)より複製
- ii) ここで計上されている未進金は、本年貢分だけで小役金の未進分は計上されていない。
- iii) ☆は未進のない村、一は未進の極小の村、未記載の分は不明、なお石高は元禄15年12月「信濃国郷帳」(「長野県史」(近世史料編7-(3))よりとった。

(表5) 松代藩未進状況

年次	御年貢御未進	御小役品々御未進	
享保15年	84両1分13匁2分3厘毛	7両1分14匁5分1厘毛	貫7文
16	544 1 2 6 8	42 3 14 1 3	
17	211 1 3 0 3	54 1 3 3 6	748
18	563 1 5 4 5 4	24 1 6 4 7	748
19	1044 3 13 9	73 0 4 4 2	4 800
20	933 1 10 4 8	145 2 0 8	1 648
元文元年	2442 3 1 8 3 1	192 1 4 4 6	3 300
2	811 2 7 5 6	239 2 3 0 8	2 100
3	848 1 8 2 0 5	124 1 0 1 6	2 700
4	644 1 9 1 5	165 0 9 0 4	1 648
5	1960 2 11 6 8 6	225 2 0 2 7	1 658
寛保元年	535 0 5 1 6	262 1 1 1	2 700
2	433 1 7 4 6	256 3 8 8 4 3	
3	268 2 1 2 8	217 1 12 5 9 5	1 224
延享元年	373 2 5 7 8	206 3 12 9 7	2 618
2	1316 1 10 2	186 3 6 9 8 3	8 886
3	1407 2 4 2	318 0 5 0 6 3	13 126
4	672 1 5 9 3	386 3 11 1	17 635
寛延元年	764 0 5 6 7	465 1 14 1 1 3	21 88
2	945 1 3 7 4	391 3 2 2 9	19 948
3	399 2 4 0 9	210 1 0 8 3	12 148
宝暦元年	158 1 14 7 2	463 3 13 0 7	17 566
2	208 1 3 4	410 3 11 5 5	26 600
3	319 1 6 3	407 3 7 3 8	27 300
4	110 2 12 2 3	260 0 7 9 1	12 948
5	142 2 0 7 5	401 2 1 7 1	13 900
6	906 1 9 9 1	676 2 10 4 2	26 748
(総額) 25875両1匁3分8厘1毛, 銭243貫817文			

『享保十五戌年と宝暦六子年迄品々御未進金所有帳』

(真田家文書, 国立史料館蔵, え-427) より作製

「御郡奉行共御郡中未進之義、去亥年（宝曆五年―筆者）自今年々皆済候様御代官へ被仰付候所、又々相滞、御代官不精之至、百姓方困窮与申之由、近年御手当相成候様、各取計、亥之年悪作ニ付相場等御手当ニ申付、田地之甲乙ハ願出候様旁百姓方存分之所困窮与申儀、畢竟百姓油断、御代官取扱ニより致困窮候也―中略―当年御入等有之ニ付、戌々相滞候未進之内、五百両当五月中、残五百両当暮迄、其除者来寅ノ五月迄無相違上納候様可申付候、各未熟之義有之者、急度被仰付方有之候間、出精可被申付候―以下略―

四月十三日」⁽⁶⁾

ここでは去亥年（宝曆五年）に年々皆済を命じたものの、その効果があがっていないことを指摘している。そして、悪作のときは相場で御手充をしているし、田地の甲乙もより生産力相応に把握したとし、それでも百姓が困窮と申して年貢未進を続けるのは、百姓の油断と代官の職務怠慢である主張しているのである。そして新たに出示された対策は、少なくとも宝曆四年以後の未進金を同七年五月までに五百両、同年暮迄に五百両、その残りは宝曆八年五月まで

に納入させるという代官の努力目標を示すことだけであった。けれども、この計画は宝曆七（一七五七）年五月の千曲川・犀川の大洪水によって簡単に頓挫するのである。

つまり、領内の未進金の増加に対して、享保一五（一七三〇）年以降様々な形でその手立がなされてきたにもかかわらず、何ら効果的な対応をとれなかったのである。逆に言えば、享保一五（一七三〇）年以降、この藩に生じた矛盾に対して何らかのまとまった対応ができたのは、宝曆八（一七五八）年からはじまる恩田李の藩政改革であった、と言うことができるであろう。

それでは、恩田はこの未進金をどのように処理したのであろうか。もちろん、宝曆八年の段階でも何らかのまとまった対応をとれるだけの条件があったわけではなかった。けれども結論的に言えば、恩田はこの未進金を幕府からの水害による「領内損毛、差当難儀可仕候付て、拝借金被仰付」⁽⁷⁾た一万両（五年賦返済）を利用することによって処理したのである。

△2 V 宝曆改革における未進金処理

幕府からの拝借金一万両の使途とその意図を明らかにする前に、宝曆改革での未進金処理の仕方を見ておくことに

する。この改革で対象とされた未進金は寛延三(一七五〇)年から宝暦六(一七五六)年までのもので、したがって、享保一五(一七三〇)年から寛延二(一七四九)年までの未進金と宝暦七(一七五七)年の未進金は対象外である。それを各支配代官ごとに、「御本納御未進」「御越石御未進」「御飯米代御未進」の三種類に分けて計上させ、その合計から「前々潰無駄分御未進」を差引いた残金を上納すべき未進金とした上で、それを年賦上納することを命じたのである。年賦は最低で三年賦、最高で三〇年賦であった。その一例を(表6)として示しておく。そして、この未進上納金を年々の固定収入として(表7)のように予算化した。なお、この上納は月割上納ではなく、その年の一月に一括納入することになっていた。しかし、この未進金の年賦上納に対し郡奉行から次のような反対意見も出されていた。「御未進金之儀、年賦ニ御定被下置候儀重々之御情と奉存候、乍然今度段々御手充之儀ニ而年賦御定無御座而も取立明年頃ハ果敢取可哉と奉存候」¹⁰⁾けれども、実際には年賦上納は行われ、その上納は計画通りに行われた。それは明和元(一七六四)年に藩の役人が「金千六百一分八匁四分七リン、銭百三十三貫六百六十二文(表7の宝暦九

〃同一三年迄の合計(筆者)是ハ宝暦九卯年ハ同十三年未迄上納相済候」と述べていることから察することができよう。そして宝暦一三(一七六三)年五月には、享保一五(一七三〇)年から宝暦一〇(一七六〇)年までの決算書が年ごとに作製され(これが松代藩の財政基本史料である『川中島拾万石御物成并御小役勘定相極御目録』である。)その中で各年ごとの未進金は次のように記載され皆済されている。その例を宝暦元(一七五一)年で示すと次のようである。

「金百五拾八両壹分、銀拾四匁七分貳厘

是者御未進金宝暦ハ寅年村二年賦上納被仰付、水井

久太天方へ相渡候、御代官巻部御勘定皆済仕候

金四百六拾三両三分、銀拾三匁七厘

(前項と同文略)¹¹⁾

ところで、この決算書の成立に関して疑問がないわけではない。例えば、宝暦八年に年賦上納を命じたのは寛延三(一七五〇)年から宝暦六(一七五六)年迄の未進金であり、その他の部分、つまり享保一五(一七三〇)年から寛延二(一七四九)年迄の分および宝暦七(一七五七)年の分は明和元(一七六四)年に至ってはじめて年賦上納が命

(表6) 斎藤四郎右衛門支配村々、寛延3年から宝暦6年までの未進状況とその上納方法

(A) 御本納御未進	(B) 御越石御未進	(C) 御飯米代御未進	(D) ①=A+B+C ②(前々漬無鉢御未進) ③=①-②	③の上納方法	年賦
711両10匁2分2厘 6貫150文	3分5匁9分8厘	63両2匁8分8厘	① 775両4匁8厘 6貫150文 ② 333両1分10匁5分3厘 276文 ③ 441両2分8匁5分5厘 5貫868文	5貫868文 6両3分10匁5分 8両 8匁5分7厘 8両 14匁 8厘 54両3分7匁2分 37両2分11匁8分6厘 122両2分6匁8分8厘 203両 9匁4分6厘	初 3 5 5 10 15 20 30

「寛延三年の宝暦六子年迄品々御未進年賦御割一紙」(真田家文書, 国立史料館蔵, え-426)より作製。

(7表)

年次	上納金	年次	上納金
宝暦9年	203両 分13匁1分7厘 133貫662文	安永3年	81両2分13匁2分1厘
10	202 3分11匁3分9厘	4	81 2 13 2 1
11	202 3 11 4 2	5	81 2 13 2 1
12	192 8 6 4	6	81 2 13 2 1
13	192 8 6 9	7	81 2 13 2 1
明和元年	172 3 8 7 6	8	60 4 9 9
2	172 3 8 6 1	9	60 4 9 9
3	149 1 10 6 4	天明元年	60 4 9 9
4	149 1 10 6 4	2	60 4 9 9
5	149 1 10 5 8	3	60 4 9 9
6	107 2 14 7 5	4	60 4 9 9
7	107 2 14 7 5	5	60 4 9 9
8	107 2 14 7 5	6	60 4 9 9
安永元年	107 2 14 7 5	7	60 4 9 9
2	107 2 14 7 5	8	60 5 2

(表6) 同史料より作製

ぜられたのである。それにもかかわらず、何故享保一五（一七三〇）年から各年ごとに決算書を成立させることができたのであろうか。けれども、たとえ帳簿上であつても、宝曆一三（一七六三）年五月の段階で、懸案の未進金処理の問題は解決したのである。

それでは、幕府からの拝借金一万両は松代藩の宝曆改革を実施する上でいかなる意味をもったのか次に見ていきたい。

第三節 拝借金のもつた意味

宝曆八（一七五八）年二月二日に幕府からの拝借金一万両が到着する。この拝借金の用途はおそらく三つあつたように思われる。それは、①宝曆七（一七五七）年の水損に対する御手充、②藩財政健全化（未進金処理、年貢の年内皆済）のための財源、③「御余慶方」（特別会計）設置資金として使用された。以下、それぞれを具体的にみていくことにする。

①宝曆七年の水損に対する御手充（宝曆八年二月に建議され同年三月六日実施）

この政策の目的は「去丑（宝曆七―筆者）年五月水損ニ

付、村々為御手充拝借金被仰付⁽¹³⁾」というように、水損に対する直接の御手充であつた。また、その拝借金は各支配代官から村ごとに貸与された。そして、その返却の仕方は「来卯（宝曆九―筆者）年未（宝曆一三―筆者）迄五ヶ年之内一略一⁽¹⁴⁾年々十一月上旬急度取立上納可仕候」と拝借した総額を単純に五等分し、それを年々返済させるとしていたのであり、またそれは無利子で貸与されたのであつた。領内に貸与された額は一三九七両三分で、年々二七九両二分三匁づつ返却されるとしている。

②藩財政健全化のための財源

つづいて三月、代官から次のような建議がなされる。

口上覚⁽¹⁵⁾

御郡中村々、前々も困窮仕候処、去年中不作ニ付、当春ニ罷成、諸々払方并夫食農具等引当無御座族多御座候由ニ付、私共支配村方も先達而為借金負数多願出、紙面之趣申上候処、只今迄段々御手充被成下置、又々此度御手充之義共被仰付候処、右躰之願如何与御座候へ共、右極々難義之村方拝借之説明細詮義を詰め、私共存寄申上候様被仰渡奉畏候、依之金高配分之次第、委細存寄相札、別紙帳面ニ仕立、私共老人限ニ申上候金高何卒拝借被仰

付被下置候ハ、村方江配分仕当、春、諸上納、耕、出、精、為、仕、度、奉、存、候、尤、返上之儀者、金百兩(百)拜借仕候分ハ、御礼、金、相添金百八拾兩ニ仕、六ヶ年賦ニ割合、壹ヶ年金三拾兩ツ、当寅之暮、六午之暮迄急度上納可為仕候間、何分ニも右願之通被仰付被下置候様ニ御取成奉願候、以上

ここでは、拜借金を水損に対する御手充として利用するばかりでなく、難渋村の従来からの対借関係をこの拜借金によって整理させ、その上でこの春からの諸上納(月割上納)と耕作に専念させようというのである。そしてこの拜借金の返済の仕方は「金百兩(百)拜借仕候分ハ、御礼金相添金百八拾兩ニ仕六ヶ年賦ニ割合、壹ヶ年金三拾兩ツ、当寅之暮、六午之暮迄急度上納可為仕候」というように、百兩拜借した分は利子(百御礼金)をつけて一八〇兩にして、それを年々三〇兩ずつ返済させようというものであった。このとき領内に貸与された額は一四一二兩である。

③ 「御余慶方」設置資金として

それでは拜借金一万兩の残金(七一九一兩)はどのような利用されたのであろうか。この残金の使途について触れた史料は今のところまだない。けれども、明和三(一七六

六)年にも松代藩は水害を理由に一万兩を十年賦返済で借り入れており、このときの拜借金は一八〇〇兩が水害対策のために支出され、残りの八二〇〇兩は「余慶方」から領内へ利子付で貸与されている。このことから考えると宝曆八(一七五八)年の拜借金の残高は、この「御余慶方」の設立資金になったのではないだろうか。そして、この「御余慶方」は月割上納を円滑に実施する上で大きな役割を果たした。先に田村騒動の所で、「只今迄所ニ借り金不及返済候由被仰渡、依之此段御他領所ニ迄相聞候故、当分借用一切不罷成、村ニ御百姓御上納可仕様無御座迷惑至極奉存候」という史料に言及した。つまり、領内に有力市場を持たない松代藩では、農民は他領の市場・商人に依拠することによって年貢納入を済ませていたのである。そして、その上宝曆八年の月割上納は(詳細は次章で述べるが)有効な換金手段を持たない松代藩農村に、月々定額の年貢金納を要求したのである。したがって、月割による年貢上納を滞りなく実施するために、藩は何らかの手立を講じなければならぬのであり、月割による年貢上納を充当したのがこの「御余慶方」資金であった。

以上から、松代藩宝曆改革の政策論理は、

第一に、従来の未進金を年賦上納に切り換ええたこと。
 第二に、村内の対借関係を幕府からの拝借金によって清算させ、そのことによって村内の対借関係を藩に一元化し、領内の農民を金融によって統制しようとしたこと。

第三に、領内に換金手段を持たない松代藩は相対的に他領の市場に依拠しなければならぬが、そのような中で、藩自らが高利貸的機能を有することによって、年貢の年内皆済を実現しようとしたこと、とまとめることができる。そして、以上のことは松代藩が幕府の援助によってしか藩政改革を実現できない関係にありながらも、そのような中で相対的自立を遂げていく松代藩政のあり様がみてとれよう。

(注)

- (1) 『更級埴科地方誌』第三卷近世編上、四一〇頁
- (2) 右同、四一一頁
- (3) 右同
- (4) 宝曆一二年分『御郡方日記』、いー一一五六
- (5) 『更級埴科地方誌』第三卷近世編上、四一一頁
- (6) 宝曆八年分『御郡方日記』、いー一一五三
- (7) 『家老日記』(宝曆七年)、いー七七〇、の中に「御郡御百姓享保十五年已来未進金夥敷有之候」とある。

- (8) 右同
- (9) 『御触書宝曆集成』二二八六
- (10) 宝曆八年分『御郡方日記』二月、いー一一五三
- (11) 宝曆十三年五月『享保十五戌年々宝曆六子年迄品二御未進金戸所帳』えー四二七
- (12) 『川中島拾万石御物成并御小役御勘定相極目録一紙』、えー八〇
- (13) 宝曆八年分『御郡方日記』、いー一一五三
- (14) 右同
- (15) 右同
- (16) 中井信彦『転換期幕藩制の構造』、二九二頁

第三章 宝曆八年の藩政の展開(二)

一 月割上納制成立過程一

これまで、享保一五年以降の未進金処理を中心に藩政の論理を明らかにしてきた。ここでは月割上納制の成立過程を追いつながら、さらにこの期の松代藩政の特徴を浮き彫りにしたい。

第一節 月割上納令の検討

宝曆八(一七五八)年三月、月割上納令は出されるのであるが、それに先だって同年正月、郡奉行から次のような

報告があつた。

「当年月々江戸御入料金御積立、御書付之通御金指出候様被仰渡、依之段々僉義仕候、例年正・二月之義ハ別而御金相調兼申候、今年之義何分ニも詮義仕上納可仕奉存候得共、御割合之通ニ者春中之内御金相調兼可申奉存候、右之段申上候」⁽¹⁾

また、村方からも「麦作も段々金納ニ而御取立被仰付被下置候ハ、難有仕合ニ奉存候⁽²⁾」という願書が届くのである。つまり、松代藩の月割上納制は江戸御入料金の円滑な回転を実現すること（江戸出費の予算化）を直接の誘因とし、一定の農民の支持（この中身については後述）を背景にして創出された年貢徴収方法であつた、ということができよう。それでは、まず宝曆八年の月割上納令の検討を通してその仕組を明らかにしていきたい。

里郷之分

御郡中村々近年度々早損・水損作毛不熟旁及困窮之由ニ付、追々御手充之品茂有之候得共、去夏水損故秋作迄茂不出来別而難儀之旨、且又去年中迄上納御金取立并糶蔵付渡催促等之失脚、其外品々内証難渋之筋有之由相聞候、

依之当寅之年より糶渡御入料辻、并大麦納其外品々別帳割付候通相心得可申候、尤右御入料糶残之分代金ニ積月割金納ニ申付候事、

一右村切糶払之分御家中御切米并御扶持方渡共、申渡次第御蔵屋敷江相納可申候事

但大麦納も右同様御蔵屋敷江相納可申候

一御飯米之儀、納方儀拵等之次第ニ付、御百姓方難義之筋有之由、依之割付相改、為御手充今年より御在所御入料之分ハ一重儀差札なしにて、升目并中札ハ前々之通致吟味御賄所へ相納可申候、尤江戸出し之儀者納方前々之通相心得可申候、右ニ付江戸出し御用并御在所御入料之分引訳、別帳ニ割付申渡候

一万御小役・諸運上銀前々御定之通、但薪・藁御入料之通、ハ相納、残候分并萱共御定直段を以是又金納ニ相結、別紙之通其村金高月割上納申渡し候、

一御蔵屋敷御賄所品々納物、并納捨物等迄都而御免被成下置候間、小百姓迄得与可申含候

一右月割上納金定日之通嚴重相心得、御勘定所江村役人持参致上納、支配御代官受取切手取置可申候、尤月割御年貢上納御相場之義ハ、其年々十月中買次御立直段を以差

引勘定可相極候、此度格別之 御情を以右之通 御手充
被仰付候上者、 御厚恩之程能々勤弁仕、月割定日之通
無遅滞可致上納候

(得脱)

一綿・荏・大豆納割付前々之通可相心事
一薪・藁御入料之分、前々之通相納可申候、相殘御定直段
を以代金ニ結入申候

一萱御定直段を以代金ニ結入申候

一御領所高崎銀 一廿八匁夫銀 一夫給金

一麻運上 一紙運上 一漆運上 一鉄炮役

一川役 一締役 一網役 一犬銀 一熊革役

一給所高崎銀

右者前々之通ニ而月割上納金へ結入申候

一追鳥雉子 一漆実

右者前々之通相納可申候

一郡役人足并前々差出来り候伝馬人足者、唯今迄之通可指
出事

一道橋御役の方へ懸り候御用之品々、只今迄之通可相心得

事

一春大麦 一小麦 一柄蕎麦并挽抜 一小豆 一大角豆

一こま 一芥子 一蕪挽抜 一もろこし 一粟 一黍

一からし 一こぬか 一渋紙 一細引 一菅筵 一藁筵
一麻 一麻柄 一葎 一ねこ 一菰

右之品々納物唯今迄御年貢・御小役を以御指次被下置候
処、為御手充納方今度御用捨被成下置候事

一くるみ 一玉子 一山いも 一菜 一大根 一千菜

一草ほうき(よ) 一古ねこ 一口俵 一唐からし 一草ふし

一藁灰 一口もき・せうふ 一桴蔓・柏の葉 一盆花

一すゝ玉 一荒ぬか

右之品々唯今迄納捨物有之候処、為御手充今度御用捨被
成下置候事

右之通為御手充三ヶ年之間書面之通申渡候、上納之次第厳

重可相心得者也

寅

二月(3)

この法令から、次の五点の特徴をうかがうことができる。

①必要現物(江戸御飯米、在所御飯米、切米・扶持方米、
御蔵入粳等)のみを現物納しその他は月割金納にすること。
このことについては、『御勘定元々日記』(4)(宝暦一四年)
にも「月割上納割付之義、前々御家中御切米御扶持方

其外品々私扱御入料辻之分引訳置、相残り月割上納ニ被仰付候」とある。しかし必要現物以外がすべて月割上納になったのかというとそうではない。それは(表8)をみれば明らかである。つまり、このことは次のように理解されよう。月割上納すべき金額は「月々江戸御入料金御積立、御書付之通御金指出候様被仰付」というように、江戸出費との関連で決まってくるのである。この相関を実証的に裏付けはできないが、次の一例だけはあげることができる。宝暦一二(一七六二)年の江戸入用金は七九八七両、宝暦一三(一七六三)年の月割上納金は七九七四両である。したがって、月割上納とは図1のように理解できる。つまり江戸入用金の恒常的確保という必要から要請されたのである。そしてこの前提には松代藩の江戸廻米の放棄⁽⁷⁾があり、このことは江戸入用金を松代領内から捻出せざるえないことを意味していた。けれども、松代藩の農民が一定の額を月々貨幣によって納めるだけの生産段階にあつたとは思えない。したがって、月割上納制は現実には照応的基盤を欠いたところで、もっぱら財政上の必要から実施されたのである。こうして松代藩農村は強引に小商品生産の波に巻きこまれていく。

②小役も必要量のみを現物納し、その他は月割金納にすること。本年貢と小役とを一括してとらえようとしている。

③月割上納金は月々定められた日に、村役人が持参すること。月割上納相場は、月々納めた分を十月の御買次御立直段で差引勘定すること。

④御飯米などの納方を簡素化すること。

⑤時限立法であること。⁽⁹⁾

そして、月割上納制はこれ以後様々な補足修正がされていくが、そのされ方は次の三つの方向性を持っていた。

△必要現物のさらなる金納化▽

△月割上納金の納方の合理化▽

△現物納分の納方の簡略化▽

この具体的な展開を次に見ていくことにする。

(1)必要現物のさらなる金納化

〔二月二七日〕月割上納令の出されたその日に、「里郷之分薪藁青草申渡覚」⁽¹⁰⁾が出され薪藁青草の金納が許されている。『御郡方日記』には、山方に同じ申渡覚が出されたのか記されていないが、年貢の納入状況を見る限り、山方にも同じものが出されたと思われる。

(表 8)

年次	地域別	本年貢俵数 (A)	(A)の中金納 分の俵数(B)	B A	(B)の中月割 上納分の俵 数(C)	C B	月割上納分俵数内訳					
							第1期(4 月～7月)	金10両 二付	第2期(8 月, 9月)	金10両 二付	第3期(10 月, 11月)	金10両 二付
宝暦 8年	里 山中	俵 68,153.4585 20,573.2461	俵 24,583.3512 19,813.4477	36% 96%	俵 11,342.0617 16,998.0884	46% 86%						
宝暦 9年	里 山中	俵 66,716.1615 21,014.4429	俵 26,370.1710 19,472.0998	40% 93%	俵 12,188.3895 18,667.1808	46% 96%	俵 4,584.4408 9,246.4879	俵 57 "	俵 4,002.2246 4,576.2014	俵 56 "	俵 3,601.2241 4,843.4915	俵 55 "
宝暦 10年	里 山中	俵 65,718.4109 20,279.4712	俵 21,637.3151 18,582.4157	33% 92%	俵 13,903.4058 17,944.1997	64% 97%	俵 5,063.1396 8,902.1381	63 "	俵 4,642.0717 5,223.0346	62 "	俵 4,198.1945 3,819.0305	61 "
宝暦 11年	里 山中	俵 65,671.1014 20,920.0543	俵 27,900.1136 18,740.1340	42% 90%	俵 18,426.0085 17,612.1083	66% 94%	俵 6,338.1582 7,991.1699	66 "	俵 5,901.0503 4,676.4079	64 "	俵 6,186.3000 4,944.0305	63 "
宝暦 13年	里 山中	俵 67,412.4752 20,438.0945	俵 24,797.0835 19,481.1834	37% 95%	俵 15,920.0831 17,617.4612	64% 90%	俵 5,837.2152 7,200.3054	44 "	俵 4,900.1341 4,342.3488	42 "	俵 5,182.2338 6,074.3070	40 "

金沢静枝「資料紹介松代藩の月割上納について」(『史学雑誌』65-9) 67頁より

(図 1)

全収納分

必要現物納	月割上納 (=江戸入用金)	金納分
-------	------------------	-----

〔五月八日〕右記の「山中通御馬飼料并薪」「里鄉村二藁青草薪」の代金上納に関して金納分を差積り、月割上納日に持参することを命じる。なお、宝暦八年の上納日は、

里が各月の五日、二〇日、山方が八日、一九日であった。里が各月の五日、二〇日、山方が八日、二五日）

（それ以降は里が五日、二〇日、山方が八日、二五日）

〔九月七日〕里鄉村々に対して、真綿・江戸出シ及び御在所御飯米・大豆・御蔵入粃の代金納を許可している。また、山中村々に対しても真綿の代金納を許可している。

(ii)月割上納金の納方の合理化

〔三月八日〕月割上納金の納入に際し、役人側の手続きを次のように定めた。⁽¹²⁾

①月割金上納の際には必ず御勘定吟味役（祢津要左衛門、成沢勘左衛門）、御目付が立合うこと。

②月割上納金は、その日のうちに御郡奉行より御納戸へ上納すべきこと。

③上納金の差出しには御勘定吟味役・御目附は連名すること。

④上納のあった日のうちに、「誰支配（代官名）の何村上納金」と銘うち、御勘定吟味役、御目附より恩田奎へ届け、ること。

⑤御勘定所への出役は朝四時、仕廻は晚七時を厳守すること。

〔四月五日〕月割上納金の納入に際し、村方の手続きを次のように定めた。

「月割上納金持参候節、三役人之内申合、一ヶ村ニ而、人ツ、罷出上納可相濟事ニ候、畢竟農業之差障ニも相成事候間、両三人罷出候ニ者及間敷候、併何卒沢茂有之候ハ格別ニ候、尤右上納之節往来共ニ差急、此表止宿無之様ニ心掛ケ可申者也」⁽¹³⁾

以上から、月割上納金の納入があらゆる中間項をはいして、御勘定吟味役―恩田奎によって完全に掌握されていたことが理解できる。また、月割上納が村役人の仕事として明確に位置付けられ、上納の際に一切無駄のないように取り決められたことが理解できる。そして、前記の取り決めに対する違反者には厳格な態度でのぞみ、御賄役の小山忠助は「御飯米納之百姓持参候処―略―追而可致持参之旨懸捨、右御飯米為持返」⁽¹⁴⁾たことにより、また上野村以下一ヶ村が「上納定日遅参任、其上、上納金不足ニ持参」⁽¹⁵⁾したことにより処罰されている。

(iii)現物納分の納方の簡略化

〔二月二七日〕松代藩では御飯米を御在所御飯米と江戸出し御飯米の二通りに分けて納入させているが、前者の納方儀拵を簡略化して一重儀差札なしとしている。

〔一〇月二五日〕これまで粃形拵などを吟味するために足輕を派遣していたが、これ以後はやめ、その代わりにそれを村役人の仕事とする。

以上見てきたように、年貢徴収事務を村役人に全面的に委任し、それを合理化・簡略化することは必然的に村請制の強化をとまわなければならない。事実、松代藩の場合には、宝暦八年以降毎年二月に、村中一和を強調した教諭が各村の村役人を城下に呼んでなされ、さらに、宝暦一四（一七六四）年には各村の名主に対し、藩から名主給を下賜し、名主の役人化をはかった。そして、月割上納制を中心にした名主の年貢徴収事務は次のように明文化されていく。

「御收納向月割上納被仰付奉畏候、御收納前ニより郷中取集仕、自然遲滞候ハ、如何様被仰候共一言之儀申上間敷候、其外品納被仰付候節ハ、拵方升目等役人之内立合吟味仕、不約束之儀無御座様可仕候」⁽¹⁶⁾

第二節 御立相場と月割段相場

宝暦八年の月割上納令は月割上納相場について次のように規定している。

「月割御年貢上納御相場之義ハ、其年々十月中買次御立直段を以差引勘定可相極候」

この十月までの月割上納過程を『御役方（郡奉行）起源之事実勅方治岸等之儀』⁽¹⁷⁾にそってみたい。

①「月割上納仕立三付、正月廿五日ハ御勘定所江壺ヶ月手代壺人宛差出申候」

前年の江戸入用金を基準にその年の月割上納金の総額と月々の割合が決定される。松代藩の総収入はおおよそ一〇万俵で、その三〇〜四〇％が月割上納されるのである。そしてそれは次のように計画化される。

「御收納代并品ニ御小役共二十三ヶ月割合在之通

壺ヶ月割 四月上納

壺ヶ月割 五月上納

壺ヶ月割 六月上納

壺ヶ月割 七月上納

小以 四ヶ月

式ヶ月割 八月上納

式ヶ月割 九月上納

小以 四ヶ月

式ヶ月割 十月上納

式ヶ月割 十一月上納

老ヶ月割 閏十一月上納

小以五ヶ月

合拾三ヶ月⁽¹⁸⁾

これは寛政六（一七九四）年の十一月に閏を持つ場合であるが、一年分の上納金額を一三ヶ月に分割し、四月より七月までは一月に一ヶ月分、八月より十一月は各二ヶ月分ずつそして最後の閏十一月に一ヶ月分を上納し、こうして四月から十一月までの間に一年分の年貢上納を完了させることになっている。（もちろん閏月のない年は一二ヶ月割となる）そしてこれに基づいて、各村それぞれの納入計画をたてるのである。

②「二月廿五日、村々月割上納被仰渡候付御勘定所江出役并仕立掛手代罷出、割合帳面相渡申候」

このとき、御勘定所で村々に「月割上納覚」が渡され、各村はこれを基準に月割上納をはじめるのである。そしてさらに月々の納入の仕方は宝暦九年に次のように定まった。

「四月を閏七月迄上納者、当月之御買次御立直段ニ式表安、八月九月上納分ハ老表安之積被成下候」⁽¹⁹⁾

早く納めればそれだけ割安に納めることができるというのである。そして、実際には七月までの相場は暫定的に二月に公示され、八・九月分はその一俵増しで納めさせた上で、一〇月に御定直段が正式に決定されると同時に、それ以前の分は差引勘定される仕組になっていた。それでは最後に、この御立相場がどのように決定されたかみていきたい。

③「同（二〇）月御城下町并善光寺町立冬々十月之間穀相場書上、但善光寺町之儀者手代老人後町村江差出、日書上為請取申候御城下町之儀者掛役所江日々書上仕候」また『御勘定元々日記』宝暦十三年十一月七日の条によれば、上田・新町・善光寺・須坂・六川の諸町の相場も調査されていた。つまり、御立相場は善光寺をはじめ近隣の諸都市の相場を参考にした上で、「松代相場二十表々十一表高」⁽²⁰⁾という基準で設定された。

次に、早く納めればそれだけ割安に納められるという月割段相場について検討していきたい。松代藩は、宝暦以前は月々の臨時収入を年貢先納という形式で充当していた。

その一例を示すと

証文之事⁽²¹⁾

一新金拾三兩先納金儲ニ請取令上納、当巳十一月其村糶納
ヲ以年中式割之積り本利共ニ御返済少茂相違有之間敷候、
為後如件

享保十年 巳正月 恩田十郎兵衛恩田十郎兵衛

山越一之丞

山越一之丞

大島太右 大島太右衛門

原 半兵衛

池村与兵衛

妻科村 四郎右衛門殿

安兵衛殿

祢 甚平

表書之通返済無相違可申付者也

これは、年貢金を其の年の正月に上納させ十一月には二割の利息と共に返済することを役人の連署を以て約し、かつ郡奉行がこれに保証を与えている借用証文であるが、藩の負債として扱われている。

また、月割段相場について天明四（一七八四）年の『勘定元ノ日記』では次のように評価している。

「月割段相場之義、猛又御尋御座候、四月と七月迄上納御

相場訳之義月割被仰付候已來御定法ニ付、其上全先納之義ニ御座候間、御手充ヲ以右上納之分五表安ニ被成下候⁽²²⁾

したがって、金沢静枝氏のように月割上納制を年貢先納の制度化とみることは妥当であろう。しかし、月割段相場を単に先納分に対する利子とだけみることはできない。月割上納制の直接の誘因は江戸入用金の円滑な回転であり、その江戸入用金を直接に松代藩領内から計画的に獲得することが本来の目的であった。そして、この背景には藩の江戸廻米の放棄、城下町商人の領外商人からの御用金借り入れ機能の低下があり、従来年貢先納とは比較にならない負担を松代藩農村は強いられたのである。そのうえ松代藩農村には月割上納制の負担にたえられるだけの商品生産の展開はなく、そのような所へ月々定額の年貢先納が強いられたのである。月割段相場にはそのような実態が反映している。事実、宝暦八年の段階では月割段相場は問題にされていないのである。

そして、さらにこの月割段相場は本質的に上層農民に有利な性格を有していた。何故なら、実際問題として四・五月に納入可能な層は現糧をその時まで保有するか、現金を所有するかで、いずれにしても限られた地主層のみであっ

たからである。したがって、松代藩農村はこの月割上納制に規定されて変質していくと推察されよう。その実態を明らかにすることは今後の課題にしたい。次に、実際に月割上納金がどのように納められたのかを明らかにしたい。

第三節 松代藩農村と月割上納制

先に年貢の月割上納要求は山方農村からも出されていたことを述べたがその背景について考えてみたい。山方農村は早くから金納であったことも先に述べたが、宝暦八年以前の納入の仕方は次のごとくであった。

坪根村松植部殿申高割辻⁽²⁴⁾

坪根村

本口糶十一表一斗八升四合四夕

此御払方

一一表四斗

冬金代糶

代金二分 申十二月十八日上納但し申十二月十一日夕同其

其上金十両ニ三十六表代糶如此

一六表

春金代糶

代金二両 但金十両ニ三十一表

内金一分 酉正月廿三日上納

金二分 三月廿五日上納

金一分 四月朔日上納

金二分 五月四日上納

金二分 五月十七日上納

小以二両 是分ハ十二月朔日引合済

近藤 喜左衛門[㊦]

右御勘定相違無御座候

倉島 佐五兵衛[㊦]

残三表二斗八升四合四夕 御未進

代金一両、銀十一匁三分七厘

但金十両ニ三十俵

右之通り松植部殿申之高割糶中勘定斯くの如く、皆済之節本文相渡すべきもの也

寛保三年 近藤 喜左衛門

西十二月

坪根村

肝煎

組頭

長百姓

御百姓 蔵本

松植部殿

これは蔵入地ではなく、給所の年貢納入状況を表わしているが、他の皆済目録と照らしみてても山方の年貢納入状況を典型的に示していると言える。この史料では、寛保二（一七四二）年内に上納された分は一俵四斗（一三%）だけであり、一〇両 \parallel 三六俵で納めている。残りは翌年の正月 \sim 五月まで一〇両 \parallel 三一俵で月々納め、三俵余の御未進まで出している。このように宝暦八（一七五八）年以前には、年内上納分を安くして後納分を高くする、いわば月割後納制をとっていたのである。したがって、山中農民の月割金納要求とは狭隘な市場しか持っていないため年貢の年内皆済は不可能であることを藩側に認めさせそれを制度的に保障させようというものであった。月割上納制が抵抗なく受け入れられたのは以上のような背景があったからである。

しかし、月割上納制は史料にみられた年貢の未進分すら認めず、厳格に年内皆済を強制する制度であった。それでは、商品生産の未成熟な松代藩農村はどのようにして月々定額の貨幣を納め、また年内に皆済することができたのであろうか。中井信彦氏は、商品生産の未成熟な地で月割上納制を実現するには「個々の農民に代わって納期に立替納

入する者がいるか、ないしは村役人が何らかの形で調達するのか、いずれか⁽²⁵⁾」でなければ不可能だと指摘している。

そして「当村武兵衛義去々巳（天明五年 \sim 筆者）十一月中名主役相勤候節御上納ニ差結び粃売払度……私方江（作間に商売をしている \sim 筆者）度々罷越、売払口相頼候⁽²⁶⁾」という史料をみると、年貢粃の換銀化の困難性、またその豪農への依存度をうかがうことができる。この上納金は上田領の商人からの借入によって済ましているのである。また、次の史料をみてみよう。

乍恐、以口上書奉願候御事⁽²⁷⁾

当村二郎右衛門、八郎右衛門、同人隠居三人之者共、私御役中諸上納勘定下り多分御座候所、去暮 δ 段々催促仕候得共、今以一向勘定不仕何共迷惑ニ奉存候、殊ニ私義御役、中御拜借、内借ホ多ク、御借入仕取替上納仕居候得者最早当暮ニ至り所々御金主様 δ 御元利御返上可仕旨厳敷被 仰付、乍恐難儀至極ニ奉存候御情ニ右之者共勘定皆済仕候様被仰付被下置候ハ、難有仕合ニ奉存候、幾重ニも御情之御意奉仰候、以上

寛政十二年申十二月

網掛村 瀬兵衛

御代官所

右記史料は里方の網掛村のものであるが、名主であった瀬兵衛が拝借（藩からの借り入れ）・内借（村方の豪農なり御用商人八田家等の利貸商人からの借り入れ）によって年貢を皆済していることがわかる。事実、城下町商人八田家、田野口村の豪農小林家には「当年（または当月）御月割上納金差結」ったことを理由にした宝暦八（一七五八）年以降の村借の借用証文が多数残されているのである。

以上から月割上納制の論理を整理してみる。

①この制度が実施された直接の誘因は、江戸入用金の増大にともなう江戸出費の予算化の必要性であった。廻米―換銀を放棄した松代藩では領内から必要貨幣を獲得しなければならなかったため、全収納量から必要現物を引き分けて残りを金納分とし、さらに金納分の中から月割上納分を引き分けたのである。松代藩の全収納額は約一〇万俵で、その三〇〜四〇%が月割上納にあてられていた。

②そして、月割上納制を実施する前に、それまでの年貢未進金を年賦上納に切り換え、さらに村内の対借関係を幕府から借りた拝借金によって整理することによって藩に債権を集中し、財政上の混乱を收拾した上で、年貢の年内皆

済を厳格に実施する、というものであった。

③年内皆済を実現するため、年貢の月々皆済を強制した。そしてそれは、一つには村請制の強化によって、一つには藩・豪農商が高利貸的機能を有することによって実現された。つまり、月割上納の義務を負った村役人が、月割上納日までに領内外の豪農商から、あるいは藩そのものから借金をしてまで、何とか月割上納金を集めていたのである。その意味で、松代藩宝暦改革は藩自らが金融の論理で領内農民を統制し、年貢増徴をはかると同時に、領内の豪農商をその高利貸的機能を利用することによって編成しようとするものであった。

(注)

- (1) 宝暦八年分『御郡方日記』、いー一五三
- (2) 『長野県史』近世史料編第七巻（一）四三一頁
- (3) 『更級埴科地方誌』第三巻近世編上、六四五〜七頁
- (4) いー二二七
- (5) 吉永昭『藩財政についての基礎的研究（下）』（史学研究）五七号）一六頁第九表より
- (6) 宝暦十三年『川中島拾万石御物成并御小役御勘定相極目録』、えー八
- (7) 江戸廻米の放棄という言い方は言い過ぎかもしれないが、

廻米―換銀という方法が有効ではなく、江戸廻米がこの期に著しく減少したことは事実であろう。その根拠として、江戸御飯米廻送の中止、御飯米問屋による買納制への転化があげられる。この背景について、中井信彦氏は次のように説明している。「この転化は宝暦一三年に行なわれたのであるがそれまで二〇駄(二一六石)を田中宿から上州倉賀野宿まで駄送り、利根川水運によって江戸に廻米する運賃に七五両を要していた。さらに江戸での春米賃も必要であり、その年冬の立直段一〇両五〇匁で換算した二〇〇駄の米代金一五四両一分余に、それらの諸経費を加えると二二九両一分余になると計算している。これを二七〇両で飯米問屋に買納させることにより、四〇両余の『御益』を得るとして、買納制に切り換えた。」(『転換期幕藩制の構造』二三二頁)

(8) 善光寺に近い小市村でさえ、宝暦一四年では次のようであった。「当村之義者何ニ而茂市商売仕物無御座候得共、冬中杯者木綿布袴式反宛茂如來參詣之序、持参売候義茂御座候」(『長野県史』近世史料編第七卷(一)、三四六頁)

(9) 宝暦八年の月割上納は三ヶ年計画であり、宝暦一一年には再び三ヶ年の月割上納が命ぜられる。さらに、明和元年には五ヶ年の間月割上納を実施することを命ずるのである。つまり、宝暦八年から三ヶ年、三ヶ年、五ヶ年というように時限立法で実施され、それが時限の繰返しかたちで恒常化されて幕末に至ったものとみなすことができる。(『更級埴科地方誌』第三卷近世編上、六五三頁)

(10) 宝暦八年分『御郡方日記』、いー一―二五三

(11) 右同

一月割金上納之節、御勘定吟味役御目付立合見届当日限ニ御郡奉行より御納戸江可有上納候、右上納之差出ニ御勘定吟味役御目付、右両人も連名可有之候

一御藏上納金之儀、御代官老人限ニ本帳悞置、上納金請取村方へ渡候切手、本帳ニ而致刻印可相渡候、尤御勘定吟味役御目付右帆面へ見届印可致候

一上納口誰支配、何村上納金と申儀当日限ニ御勘定吟味役御目付と左江可相届候

―中略―

一諸向請取物又ハ御扶持方切米内借并拝借金之儀、御勘定吟味役江茂内談いたし、細々僉義を詰、左江可被相達候、御勘定吟味役熟得之上、右證文可致割印候、尤不及僉義定り候請取物ハ及内談間敷候

一御勘定所出役朝四時揃、晩者七時仕廻可申候、村方諸願等之儀も刻限可為右同前候、以上

三月

(13) 右同

(14) 右同

(15) 右同

(16) 『更級埴科地方誌』第三卷近世編上、四四六頁

(17) 『右同書』一〇八―一〇九頁

(18) 金沢静江「松代藩の月割上納について」(『史学雑誌』六一九)六六頁

(19) 宝暦九年分『御目付日記』、いー一―一

- (20) 『万伝書覚帆』、長野市上石川、穂刈吉幸氏所蔵文書
 (21) 金沢静枝「前掲論文」六九頁
 (22) 右同、七一頁
 (23) 右同
 (24) 『七二会村史』、二七七頁
 (25) 中井信彦「転換期幕藩制の構造」塙書房、二二八頁
 (26) 埴科郡坂城町網掛、高井享氏所蔵文書
 (27) 右同

おわりに

本稿は、近世中期の藩政改革を幕藩制国家史研究の中に位置付けたいという課題意識から書かれたものである。しかし実際には理論的な提起もなし得ず、松代藩宝暦改革を実証的に明らかにするにとどまってしまった。松代藩宝暦改革の個々の政策はそれ以前から行なわれていたもので、とりたてて新しい政策はない、というのが松代藩室暦改革のひとつの評価である。しかし、近世後期の松代藩政にとって、宝暦改革はたえず模範として家臣にも農民にも受けとられており、宝暦改革以降の藩政を大きく規定していたように思われてならない。したがって本稿では、室暦改革を①幕府と松代藩の関係、②幕藩制国家の構造的変化、③

室暦改革の政策論理の三つに視点をしばって実証的に明らかにしてみた。最終的な評価は室暦改革以降の藩政史を分析し宝暦改革とのつながりを明らかにしてからでなければできないであろう。しかし、宝暦改革そのものの分析を通して、その改革はそれまでの政策を総括して、松代藩なりに幕藩制国家の構造変化に対応した支配体制を確立した改革である、と評価できるのではないだろうか。

柄木田文明氏の論文は縦書のため裏表紙より
掲載させていただきました。